

## 経営統合にともなう 外国証券取引口座開設のお願い

東京エレクトロン株式会社(当社)は2014年6月開催の定時株主総会でご承認いただきましたとおり、米国のApplied Materials, Inc.との経営統合を予定しており、経営統合にともなう株式交換によって、経営統合直前時点の当社の株主の皆さまに、当社の普通株式1株に対し統合持株会社の普通株式3.25株を交付させていただく予定です。統合持株会社の普通株式は米国ナスダック市場での上場に加え、東京証券取引所においても「外国株式」として上場される予定です。**株主の皆さまにおかれましては、お取引先の証券会社において「外国証券取引口座」の開設状況をご確認いただき、未開設の場合には所定の開設手続きをしていただきますようお願い申し上げます。**なお、当社では、株主さまの「外国証券取引口座」の開設状況を把握することができませんので、本案内は全ての株主の皆さまに定期的にご送付させていただいております。重ねてのご案内となりますが、すでに当該口座を開設されている場合は、ご容赦いただけますようお願い申し上げます。

### 「外国証券取引口座」を 開設されていますか？

※証券総合取引口座の開設時に「外国証券取引口座」が併せて自動的に開設されている場合もございます。「外国証券取引口座」の開設状況につきましては、お取引先の証券会社にご自身でご確認ください。



はい

お手続きは不要です。経営統合の効力発生日の翌営業日に本統合持株会社の株式が交付される予定です。<sup>(注1)</sup>



いいえ

「外国証券取引口座」の開設が必要です。「外国証券取引口座」の開設手続きにつきましては、お取引先の証券会社にお問い合わせください。

# 統合持株会社の普通株式の取扱いに係る事務手続きに関するQ&A



## Q1

**なぜ「外国証券取引口座」を開設する必要があるのですか？**



## A1

経営統合契約に従い算出された株式数につき、統合持株会社の株式が交付される予定<sup>(注2)</sup>ですが、東京証券取引所での市場売買のためには、必ず「外国証券取引口座」の開設手続きが必要となります。当該口座をご開設されていない場合、統合持株会社株式の交付の際に、株主名簿への登録手続きが必要となる可能性や、交付後も株主総会等に係る資料の配布や配当金のお支払いに支障をきたす可能性があり、売却にあたって煩雑な手続きを要することがあります。



## Q2

**この経営統合/株式交換ではいつの時点の株主に対して、統合持株会社の株式が交付されるのですか？**



## A2

経営統合の直前時点における当社株主の皆さまに対して、統合持株会社の株式を交付することになります。



## Q3

**当社株式1株につき、統合持株会社の株式の交付を何株受けることができますか？**



## A3

当社株式1株につき、統合持株会社の株式3.25株の割合で株式を交付します。(当社株式を100株お持ちの場合は、325株が交付されることとなります。)



## Q4

**現在当社株式の単元未満株をもっていますが、交付される株式数に、1株未満が生じた場合はどうなりますか？**



## A4

端数調整金として、株主さまの端数相当分に応じて金銭を日本円でお支払いいたします。



## 経営統合後も株式の売買はできますか？



経営統合において交付される統合持株会社の株式は、「外国株式」として東京証券取引所に上場される予定ですので、「外国証券取引口座」で保有する統合持株会社の株式は、証券会社<sup>(注3)</sup>を通じて東京証券取引所において売買が可能です。



## 経営統合に際して交付される株式の売買単位、取引通貨はどうなりますか？



経営統合において交付される統合持株会社の株式は、東京証券取引所においては、1株単位で日本円での売買が可能となる予定です。



## 経営統合に際して交付される株式はいつから売買が可能になりますか？



経営統合において交付される統合持株会社の株式は、東京証券取引所においては、経営統合の翌営業日から売買が可能となる予定です。



## 当社株式は上場廃止になるのですか？いつ廃止になるのですか？



経営統合にともない、当社株式は上場廃止となる予定ですが、統合持株会社の株式は、経営統合の翌営業日に東京証券取引所で「外国株式」として新たに上場される予定です。上場廃止日は、経営統合の3営業日前に設定される予定です。

# 統合持株会社の普通株式の取扱いに係る事務手続きに関するQ&A



## Q9

### 株式の交付手続きに関連して、日本に居住する当社株主に課税は生じますか？



## A9

当社株式につき、統合持株会社の株式の交付を受けるにあたって、日本の税務上、課税は生じません。(ただし、端数調整金には課税が生じます。)



## Q10

### 経営統合に際して交付される統合持株会社の株式を、NISA口座(少額投資非課税制度口座)および特定口座で受け入れることは可能ですか？



## A10

株式交換前に当社株式を特定口座<sup>(注4)</sup>で保有されている場合、経営統合に際して交付される統合持株会社の株式を特定口座で受け入れることが可能です。

株式交換前に当社株式をNISA口座で保有されている場合、経営統合に際して交付される統合持株会社の株式をNISA口座で受け入れ可能かは、お取引先の証券会社により異なります。

いずれの場合も、証券会社によって取り扱いが異なる可能性がございますので、詳細はお取引先の証券会社にお問い合わせ下さい。

<b>「外国証券取引口座」の開設状況 についてのお問い合わせ先</b>	お取引先の証券会社にお問い合わせください。
<b>統合持株会社株式の取扱いに 係る事務手続きに関する お問い合わせ先</b>	三井住友信託銀行 証券代行部 ☎ 0120-782-031 (フリーダイヤル) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝日を除く)

(注1) 株主の皆さまにおかれましては、統合持株会社株式につき、統合持株会社の株主名簿に直接記録する、または米国の代理人を通じた株式保有を選択することも可能となる予定ですが、この場合東京証券取引所での市場売買のためには所定の手続きが必要となります。これらの方法を希望される株主さまにおかれましては、三井住友信託銀行にお問い合わせ下さい。これらの方法へのご希望をいただかなかった株主さまにおかれましては、東京証券取引所での売買を前提とした「外国証券取引口座」への記録をご選択されたものとして取り扱わせていただきます。

(注2) 「外国証券取引口座」をご開設されていない場合、統合持株会社の株主名簿に直接記録されることとなりますが、米国の代理人を通じた株式保有を選択することも可能となる予定です。

(注3) 国内上場外国株式の取扱いのある証券会社に限りです。

(注4) 海外委託取引(国内の証券会社を通じて外国株式の売買注文を外国金融市場で執行する取引)による株式を保管する特定口座を含みます。